大分県津久見市宮本共有地における土地建物の利用実態 -共有地における土地利用の更新を促進する要件に関する研究 その2-

準会員○靍 梨佳 *1 正会員 姫野 由香 *2 同 原田 涼平 *3 同 太田 裕喜 *3

7.都市計画—3. 市街地の変容と都市・地域の再生—e.都市再生

共有地 組合 NPO 法人

1. 研究の背景と目的

我が国の地方都市における中心市街地は、市街地のスプロール化やモータリゼーションの進行により、衰退は顕著である¹⁾。

地方都市中心市街地の土地建物利用をみると,個々で営業する老朽化した旧来の商業施設や住宅が立地している²⁾。新規に開業する店舗は少なく,土地建物の流動性が低下し新陳代謝が進んでいない²⁾。このような流動性を阻害する要因として,土地建物の権利関係の複雑さが指摘されている³⁾。

本研究で着目する共有地は、複数人が所有する土地であり、権利関係が膨大な人数になる場合や行方不明者が存在する場合がある。そのため、事業の進捗に影響を及ぼすリスクが高い4。本研究の対象地である大分県津久見市宮本共有地では、明治時代より宮本共有組合(以下、組合)が地主となり、管理運営を行っている。そこでは、土地建物の権利関係が複雑化しており、土地利用更新が膠着しているがその実態は不明である。また近年、民間団体が共有地内で飲食店兼用の活動拠点注りをオープンさせており、民間団体による新規参入注2)がみられる。

そこで、本稿その2では、宮本共有地を対象に、組合と宮本共有地の実態を把握する。民間団体による新規参入のプロセスと前稿その1で明らかとなった土地利用更新を促進する要件より、民間団体の役割と団体の今後の課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

文献調査と組合へのヒアリング調査により、組合の実態と 宮本共有地の土地建物利用状況を把握する。また、宮本共有 地内の建物利用をしている民間団体へのヒアリング調査に より、新規参入の利用経緯と共有地活用に対する意向を把握 する。その上で、前稿その1で明らかとなった土地利用 更新を促進する要件より、民間団体が担える役割と今 後の課題を明らかにする (図1)。



3. 宮本共有地における組合と共有地の実態把握

3-1 ヒアリング調査の概要

組合と宮本共有地の実態を把握するために、市内に居住し、 組合の管理運営を行っている組合役員7名に対し、ヒアリン グ調査を実施した(表1)。その結果を3-2から3-4に示す。

表1 組合役員へのヒアリング内容

質問項目	組合役員へのヒアリング調査内容
組合役員属性	氏名, 年齢, 所属
組合	設立経緯, 仕組み, 所有財産, 収支内容, 取組, 今後の意向
宮本共有地	範囲, 土地売却, 土地建物利用用途, 困っている点
宮本共有会館	利用経緯,利用用途,民間団体の利用について

3-2 組合と宮本共有地の設立経緯と変遷

組合と宮本共有地の設立経緯と変遷を把握するために、文献調査と組合役員へのヒアリング調査(表 1)より、宮本共有地に関する年表を作成した(表2)。また、宮本共有地の範囲地図を図2に示す。

宮本共有組合は、1898年に発足し、宮本共有地は、組合員が商店街を形成するために、背後地の山を掘削し、海岸に面した土地を埋め立て完成させた5。

当初の組合員は、82 名であるが、1923 年に分家による新規加入により110名となった。この時期、日豊線開通やセメント工業の進出により、津久見市全域で急速に人口が増加している⁶。1927年に第二次海面埋め立て地も宮本共有地となり、宮本共有地は津久見市の経済域として増大されたことがわかる。

Land and buildings use in MIYAMOTO common land, Tsukumi city, Oita prefecture

A Study on the requirement to promote the renovation of land use in common land —Part 2

TSURU Rika, HIMENO Yuka, HARADA Rvouhei, OHTA Hiroki

表1 宮本共有地に関する年表

年 津久見市と宮本共有地の歴史 1893 宮本共有地第一号:36坪 1898 宮本共有組合 発足 1908 宮本区民による第一次海面埋立開始:3月→完了:11月 1911 第一次海面埋立地が宮本共有地となる 名義人:82名 1916 日豊線開通、セメント工業の進出 1923 組合新規加入者 28名 → 組合員総数:110名 青字:津久見市の動向 黒字:組合の動向 1927 第二次海面埋立地が宮本共有地となる 1954 土地区画整備事業が進められる 1962 国道 217 号線開通 1963 港湾周辺埋立 青江三号地 1972 大分銀行津久見支店用地売却 1976 ″相続の必要が生じた場合、遺産相続人を一人に定め、組合に届出をする″ といった内容を組合員に通知 1977 代表者名義分の信託登記 1978 県道臼杵一津久見線開通 1981 組合員の信託登記が定期総会で提案され可決 駅前線路改良事業 1992 西日本銀行津久見特別出張所 買収 → 宮本共有会館 1997 海岸通りの拡幅事業 2001 組合員の信託登記の手続き完了 2002 港湾緑地 (現つくみん公園) の埋立完了 2004 港泊施設進出 2007 大型商業施設進出 2013 価格設定を行い、売却することを借地人に対して通知 2016 まちづくリツクミックリタイ発足 宮本共有会館1階をまちづくリックミックリタイに貸す 2017 宮本共有会館1階 飲食店 オープン

1960 年以降,津久見市の人口は減少の一途をたどっている⁶。さらに,車社会の進展や国道 217 号線が開通したことにより,買物客の郊外部への流出が起こった。これにより,かつて形成された商店街は衰退し始めたと考えられる。

このようななか、1970 年代後半に、組合は、将来相続人が膨大な数になることや、土地売却の際に全組合員の同意を得る必要があること等が、組合の管理運営を行う上で支障を来すと不安視していた。そこで、組合員に相続人を一人に定めることや組合員の信託登記を開始した。このことから、組合は将来を見据えた運営体制を整えてきたことがわかる。また、2013 年に組合は、借地人に対して「土地購入希望者に土地売却する。」と通知した。これにより、現在宮本共有地では、土地売却が進んでいる(図2)。



図2 宮本共有地範囲地図

3-3 組合と宮本共有地の現況と仕組み

組合と宮本共有地の現況と仕組みを把握するために、ヒア リング調査(表1)より、組合の仕組み図(図3)を作成した。 また、組合員の居住地内訳を表3と表4に示す。

宮本共有組合は、平成29年3月時点で、組合員99名で構成されており、そのうち、30名は市外に居住している(表3)。これは、組合員が市外に転出したり相続人が市外に居住しているためである。

宮本共有地の借地人は 120 名で, そのうち, 60.8%は 宮本共有地に居住しているが, 39.2%が宮本共有地外 に民住している(表4) これより 表3 組合員居住地

に居住している(表4)。これより、 全ての借地人が借地を利用してい るわけではないことがわかる。こ

7						
市内(共有地)	10					
市内(非共有地)	59					
市外	18					
県外	12					
計(組合員数)	99					

表 4 借地人居住地

	個人(人)		企業(社)	計	宝山人 (0/)
	組合員	非組	合員	(人/社)	割合(%)
市内(共有地)	10	56	3	73	60.8
市内(非共有地)	7	20	1	29	24. 2
市外	5	5	1	11	9. 2
県外	2	5	0	7	5.8
不明	1	2	2	5	4. 2
計(人/社)	25	88	7	120	100.0

れは、借地人が借地代を払い、土地を借りると同時に、地上権を持つため、土地の利用権は借地人にあるためである^{注3}(図3)。そのため、借地人が借地に建物を建て利用するだけでなく、第3者に建物や駐車場を貸し出す場合もある。

また組合は、宮本共有地以外に、宮本共有会館を所有 している。1992年に西日本銀行から地域発展の拠点と組合 の事務所として利用するために、組合が買収し、現在1階を飲 食店、2階を教室等で賃貸している。

さらに、借地人は借地を組合に返還する際は、更地にしなければならない (注)。組合は返還された土地を駐車場として賃貸している。これより、組合は利用されなくなった土地や建物を、地域住民が利用できるよう管理していることがわかる。

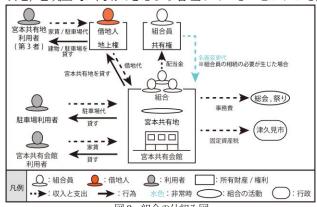


図3 組合の仕組み図

組合役員は、今後、組合員の高齢化や後継者不足により宮本共有地の管理運営を継続することが困難になることを危惧しており、組合を解散する意向である。そのためには、組合の所有財産を処分しなければならないため、借地人に対し土地の購入を勧めている。しかし、借地人が土地を購入することや建物を解体して更地にし、組合に土地を返還することは、購入費や解体費が必要になり、円滑に土地売却を進めることは困難な現状である。

3-4 宮本共有地の土地・建物利用状況

現在の共有地の土地建物利用状況の資料^{注5)} を基こ現地調査を行い、宮本共有地の土地建物利用状況を図4と表5、表6に示す。

宮本共有地の土地建物利用分布図(図 4)をみると、店舗併用住宅や住宅等が多くみられ、宮本共有地は住商の機能が混在していることがわかる。しかし、建物を部分的に利用する【一部利用】が分布しており、本来の建物の機能が十分に果たされていないことがわかる。

宮本共有地の土地建物利用用途(表 5)をみると、①店舗併用住宅が44.6%を占め最大であり、次いで②住宅が18.7%、③店舗が12.2%となった。上位3つの建物利用状況と利用者別による利用内容を詳細にみる(表6)。

①店舗併用住宅の建物利用状況は、【利用有】は51.6%、【一部利用】は41.9%である。【利用有】のうち、借地人が居住部分と店舗的分の両方を利用する場合や、借地人が居住し第三者に店舗的分を賃貸するという複数人で利用する場合がある。【一部利用】のうち、借地人が1階を店舗、2階を住宅とし

図4 宮本共有地の土地建物の利用分布図

凡例

建物利用用途

共同住宅

店舗併用弓 駐車場 事務所 貸事務所併用住宅

共用施設

海岸诵り

て利用していたが、店舗別店後、2階のみを住宅として利用する場合がある。②住宅の建物利用状況は、【利用有】は80.8%と比較的多く利用されており、借地人が利用する場合(90.5%)と、借地人が第三者に賃貸する場合(9.5%)もある。③店舗の建物利用状況は、利用されている建物のうち、第三者が貸し店舗として利用している場合がある。

以上より、宮本共有地の土地建物利用は、借地人だけでなく、第三者と共同で利用したり、第三者のみが一部利用する場合があり、利用関係者が複数いることから、借地人の意志のみでは、組合に土地を返還することが困難になっている現状がある。

4. 宮本共有地における新規参入者の利用実態

宮本共有地で新規参入^{注 2)}した民間団体に、利用経緯と 共有地活用に対する意向を把握するために、民間団体 の代表者に対しヒアリング調査を実施した(表 7)。

表7 ヒアリング調査内容

質問項目	民間団体へのヒアリング調査内容
民間団体の概要	結成目的, 活動内容
建物利用のプロセス	利用経緯,利用目的,物件を選んだ理由,組合との関わり
共有地活用に対する意向	共有地を利用する上での利点と問題点, 今後の意向

4-1 民間団体の概要

「まちづくりツクミツクリタイ(以下ツクミツクリタイ)」は、大分県と津久見市が連携し、実施する「津久見観光周遊性創出事業(平成27年度)」を民間でより主体的に運営、推進することを目的とした80名で構成される任意団体である。主な活動内容は、津久見市中心市街地での

イベント注り 実施である。

表 5 土地建物利用用途

				土	地建物机	用用途	物件数	割台
		7		① 虐	舗併用住	宅	62	44.6%
90				②住	宅	, and the second	26	18.7%
1 1 1				③虐	舗		17	12.2%
		00		④#	:同住宅		2	1.4%
1		0 0		⑤炷	⑤店舗併用共同住宅			0.7%
				⑥ 駐	⑥駐車場			11.5%
		75		⑦倉	庫		4	2.9%
Ī				⑧事	⑧事務所			0.7%
				9貸	⑨貸事務所併用住宅			0.7%
				⑩#	⑩共用施設			1.4%
			①不	⑩不明			5.0%	
0.0.0				計			139	100.0%
0 0 0	表	6 土地	建物利用	状況と	利用者	の分類		
			①店舗併用住宅		②住宅		③店舗	
\subseteq			物件数	割合	物件数	割合	物件数	割合
(利	利用有	32	51.6%	21	80.8%	5	29.4%
W	用	一部利用	26	41.9%	0	0.0%	4	23.5%
7	大	利用無	4	6.5%	5	19.2%	8	47.1%
-} }	況	計	62	100.0%	26	100.0%	17	100.0%
-11:==	利	借地人	45	77.6%	19	90.5%	2	22. 2%
	利用	第3者	10	17. 2%	2	9.5%	7	77.8%
	者	共同	3	5. 2%	0	0.0%	0	0.0%
		計	58	100.0%	21	100.0%	9	100.0%

昭和通り



4-2 利用経緯と組合との関係

ヒアリング調査(表 7)を基に、民間団体の利用経緯を図化した(図5)。

民間団体結成以前から、津久見市中心市街地に、市民が集うための場を創る計画が、民間団体の代表者等により立案されていた。そのため、中心市街地の主な地権者である組合と協力するために、組合が所有する宮本共有会館の1階に飲食店兼用の活動拠点^{注1)}を設けた。民間団体の代表者が、2004年頃、個人で宮本共有会館を利用していたことも、組合との交渉が円滑に進んだ理由の一つであると考えられる。

組合は、民間団体の活動趣旨を考慮し、低料金で賃貸している。また、組合は、賃貸契約成立後、利用されていなかったトイレの整備を行うなど、民間団体の活動に対して、協力的であることがわかる。

4-3 民間団体の宮本共有地に対する意向

宮本共有地を利用する利点としては、組合が利用する上で一切制限をしなかったことを挙げており、組合が民間団体に対して寛容であることがわかる。

今後は、宮本共有会館で継続的に飲食店を営業し、地域住民が集う場とすることや定期的にイベントを実施し、市外からの来街者に対し、市内店舗の利用を促すことを目指している。 さらに、将来宮本共有地内で、空き家・空き店舗を活用して、新規店舗を増やす取組みを行うことも視野に入れている。

以上より、民間団体は、建物活用を行うためには、地 権者である組合や借地人等の共有地利用者と連携する ことが必要であると考えられる。

5. 総括

本稿では、大分県津久見市宮本共有地を対象に、組合と宮

本共有地の実態を把握し、民間団体こよる新規参入の利用実態と、宮本共有地に対する意向を把握した。 前稿その 1 で明らかとなった土地利用更新を促進する要件^{注7)} を民間団体の 今後の活動と民間団体と組合との関係性の視点から以下に 考察する。

土地利用更新を促進する要件^{注り}①より、民間団体は、今後、 更にイベント実施し、市内店舗の利用を促す活動を行うこと から、新規参入のきっかけを創出し得る存在であると 考えることができる。土地利用更新を促進する要件^{注り}② より、組合は民間団体の活動に対して協力的である。こ れより、民間団体は、組合や借地人等の共有地利用者と 新規参入者を仲介する役割を担える可能性がある。

しかし、組合は、組合員の高齢化や市外流出による後継者 不足により、今後、宮本共有地の管理運営を継続することは 困難であるため、解散する意向である。組合と新規店舗の 増加を視野に入れている民間団体とでは、描いている 共有地の将来像が異なる。今後、民間団体は、積極的に 組合と連携して活動を行い、双方の方向性の統一を図る ことが課題である。

補注

注) 市内がいまかるメスルン圏と中心市街地でつい、情報が割り気が場と目間はか発動が途を共有する場として築いれた。

注2) 1年以上継続り、利用されていなかった建物を、現在は利用している事所を報用を入と定義する。

注3 民共第26条より、地上権主他Vの土地には、V工行物のおけた可有するだめ、その土地を使用する権格を有する。」 と定めては3、地上能もつ着は土地を直接的で変配できる協力が衝移をもつ。

注4) 宮本共有組合定款に定められている。

注5) 宮本共有組合からの提供

注 6 市からの乗時勤多いくみんと関心で発生へシード特質品の販売とを行っており、宮本共和金町オープン後は関連的と共同のイベントも開催している。

注力 前続での1より、「①イベントへの参加や店舗が利用が通じて、その場所が触か・良さを知ることが新規参加を含かいけっぱいがる ② 個人く組合などの団体がおから得ることで、円滑が規修入ができた」ということが明らかとなっている。 【参考文献】

1) 衣川恵(2011) 「地方都市中心市街地の再生」, 日本評論社

2)桑原直樹・樋口秀・中出文平(2006),地方都市中心商業地域における土地・建物

の利用実態と権利関係に関する研究・三条市と上越市高田地区でのケーススタディ-,都市計画論文 集 No. 41-3

3) 日本政策投資銀行地域企画チーム(2001)「中心市街地活性化のポイント」, ぎょうせい

4)中田遼介・永田善紀、相続人多数共有地に関する処方箋 行政サービス部門

No. 08

5) 宮本共有組合(1996)「再編 宮本共有組合沿革史」

6)津久見市(昭和60年3月)「津久見市史」

^{*1} 大分大学工学部福祉環境工学科 学部生

^{*2} 大分大学理工学部創生工学科 助教 博士 (工学)

^{*3} 工学博士大分大学大学院工学研究科博士前期課程

^{*1}Undergraduate Student, Oita Univ.

^{*2}Research Associate, Dept. of Architecture, Faculty of Eng, Oita Univ., Dr

^{*3}Graduate Student, Oita Univ